

## 子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

### 1 概要

「第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」について、内閣府が定めた基本指針に基づき、中間年における見直しを実施するものである。

### 2 見直し内容

#### (1) 国の方針（内閣府事務連絡より）

- ・「教育・保育」の量の見込みにおいて、支給認定区分ごとの実績値（R3.4.1）が、計画値よりも10%以上の乖離があり、提供体制に支障が生じる場合は見直しを行う。
- ・「地域子ども・子育て支援事業」は、「教育・保育」の見直し及び提供体制の確保の内容変更に伴って必要に応じて見直しを行う。
- ・ただし、新型コロナウイルスの影響により、本来の実績値の把握が困難な場合は、令和5年度以降の見直しとしても差し支えない。

#### (2) 本市の見直しの考え方

- ・「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」において、令和3年度の実績値が計画策定時の量の見込みを大きく上回っており（10%以上）、今後のサービスの提供に支障が生じる恐れがある場合、見直しを行う。
- ・「地域子ども・子育て支援事業」において、計画策定時の量の見込みと確保方策が、本市の子育て施策の実態に即していないものについて、見直しを行う。
- ・需要量の減少によるもの等、今後のサービスの提供に影響がないものについては、今回の見直しは行わない。今後、第3期計画（令和6年度策定予定）の検討にあたり、令和5年度に実施する実態調査や本市の子育て施策の方向性を踏まえて、抜本的な見直しを行う。

#### (3) 見直しを行う項目

事 業	見直し方針	理 由
幼児教育	見直しを行わない	保育無償化による需要の減少
保育	見直しを行う	確保量に不足が生じている地域に対応
利用者支援事業（地域すくすくサポート等）	見直しを行う	事業の拡充状況に応じて見直す
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	見直しを行う	事業の拡充状況に応じて見直す
妊産婦健康診査	見直しを行わない	出生数の減少
乳児家庭全戸訪問事業	見直しを行わない	
養育支援訪問事業	見直しを行う	需要量の増に応じて見直す
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	見直しを行わない	新型コロナウイルス感染症による利用者減
一時預かり事業（保育所（園）における一時預かり）	見直しを行う	需要量の増に応じて見直す
一時預かり事業（幼稚園在園児）	見直しを行う	
一時預かり事業（ファミリーサポートセンター）	見直しを行う	
病児保育事業	見直しを行わない	新型コロナウイルス感染症による利用者減
延長保育事業	見直しを行う	需要量の増に応じて見直す
放課後児童クラブ	見直しを行う	小学校統合による定員変更

※需要量の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数等の減少については、現計画の見直しは行わず、次期計画策定時におけるニーズ調査等に応じて、改めて検討を行う。

### 3 見直しに係るスケジュール

	令和4年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1 計画変更													
(1)実績値の乖離状況確認	■	■	■	■									
(2)見直し箇所の設定	■	■	■	■									
(3)計画素案の作成					■	■	■	■					
(4)計画案の作成										■	■		
2 会議の開催等													
(1)子ども・子育て会議の開催					●				●		●		
					(計画見直し方針決定)				(素案の提出)		(計画成案の確定)		
(2)パブリックコメント									↔				
(3)議会関係									●		●		●
									(委員会・全協報告)		(議案提出)		(議決)